



文部科学大臣
萩生田 光一 殿

日本私立中学高等学校連合会
会長 吉田 晋

「大学入学共通テスト」における英語4技能試験について（要望）

今般の大学入試改革については、すでに2013年の「教育再生実行会議」の「第4次提言」で方向性が示され、2014年の中教審答申では、特に英語について、4技能を総合的に評価できる問題の出題や民間の資格・検定試験を活用することとされたことを受け、その具体的方策に関し文部科学省を中心に様々な検討が進められ、ここまで形作られてきました。

現在の高校2年生が受験生となる2020年からは、思考力・判断力・表現力を重視する「新しい大学入試」に移行することが決定され、英語に関しては「共通テスト」の枠組みの中で民間試験団体による英語4技能試験を活用することとなりました。

これらについて現実問題として考えると、大学入試センターの「共通テスト」を受験する生徒は高校生全体の5割程度であり、受験することは生徒自身の意思に基づくという事実を踏まえれば、受験機会の公平・公正性を担保することは重要だとしても、そのことがこれまでの大学入試センター試験の実施体制と比べて著しく劣化したとも思えません。一方で、我々大人世代が議論を続けている間にも、受験を目指す高校生は、新テストに向け日々それぞれ努力を続けていることを知るべきと考えます。

本連合会では、こうした前提に立ち、これまでも4技能評価の適正かつ確実な実施に向け貴省の担当部局に何度も申し入れを行いました。状況が進展しなかったことから、本年6月4日には柴山文部科学大臣に面会させていただいた際に要望書を手交し、関係する大学や試験実施団体が具体的な実施方法や日程を明らかにしていない状況を打開し、高校生を「迷子」にしないために、文部科学省が各大学や試験実施団体に対し、一刻も早くそれぞれの具体的実施案を明らかにするよう指示するとともに、困惑している高校生に対しては、これまでの経緯と今後の具体的な日程や実施内容等について説明をしていただけるようお願いをいたしました。

しかしながら、大学入試センターでは、共通ID登録時期が11月に迫っているにも関わらず、各実施団体の管理も十分とは言えない状況にあります。

一方、文部科学省では、先頃、受験生等を対象に「大学入試英語ポータルサイト」を開設し関係情報を掲載していますが、多くの資格試験の会場や実施日程は「未定」「調整中」とされており、各大学での利用方法なども「未定」が目立ち、ポータルサイト開設の意義が疑われています。

このような現状を踏まえ、本連合会としては、文部科学省に対し、以下の事項について、その早急かつ確実な実施を要請いたします。

- ① 大学入試英語成績提供システムの実施は、関係者の合意に基づいた方針によるものであり、すでに生徒や高校側でも、これまでその実施を念頭に置いて、準備を進めてきました。

もし、ここで、中断・延期することになれば、却って大きな混乱を招き、既に準備を進めている高校生は方向転換を余儀なくされ、新たな負担を強いることとなります。こうした事態を回避するためにも、文部科学省は、これらの最終責任者として、大学や試験実施団体に対し、あらゆる方策と権限を駆使して、このシステムの円滑な実施を働きかけるべきであること。

- ② 各大学には、このシステムの活用方法について、遅くとも必ず9月中に公表するよう、強く要請すること。

- ③ 試験実施団体に対しては、共通ID発行申込開始の11月1日より前に、それぞれの実施団体が、確実に試験実施日や会場等の実施要領を公表するよう、強く要請すること。

- ④ その内、特に日本英語検定協会については、試験の実施内容が二転三転するばかりか、例えば1級相当のS-Interviewは健常者が受検できず、また、現高校3年生が不幸にも浪人生となった場合には、第1回検定（4月～7月実施）の申込期間が終了しており、この回の検定を受検できないなど、不公平・不合理な取扱いが行われています。さらに同協会は、公益財団法人であるにも関わらず、受検者数の事前把握と収益確保のため予約金3,000円の納入を受検申込の条件とし、予約金はその後受検できなかった生徒に対しても返還しないとしていましたが、今般、萩生田文部科学大臣や本連合会等の要請を受け入れ修正したものの、その内容は、返還期間を8日間に限定し、しかも返金に係る手数料は、高校生の負担としています。

同協会の一連の行為は、高校生の将来に関わるこの試験の実施団体としての自覚や責任を欠いたまま、自己の収益を最優先とし、英語4技能試験の実施を利用して事業の拡大を図ろうとするものであり、文部科学省・大学入試センターの所管するシステムの実施団体の対応として相応しいとは思えません。

これらを踏まえ、同協会に対し、予約申込期日の延長とともに、予約金の徴収を取り止めるよう、強く要請すること。

- ⑤ さらに各試験実施団体に対し、試験実施運営上のトラブルによる再試験については、無償により確実に実施するよう強く要請すること。

以上